

障害者生活支援センターたかまつ 運営要領（特定相談支援事業・障害児相談支援事業）

（事業の目的）
第1条 社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団が設置する障害者生活支援センターたかまつ（以下「事業所」という。）において実施する特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（以下「特定相談支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）
第2条 事業所は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。

2 特定相談支援事業等の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。

3 特定相談支援事業等の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、計画作成対象障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるように務めるものとする。

4 前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。）第51条の24第1項及び第2項の規定に基づく「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）
第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
一 名称 障害者生活支援センター たかまつ
二 所在地 香川県高松市田村町1114番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）
第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
一 管理者 1名
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
二 相談支援専門員（常勤 5名）

相談支援専門員の有する資格	社会福祉士…4名、精神保健福祉士…2名
経 験 年 数	10年以上…1名、5年以上…1名

相談支援専門員は、日常生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行い適切な障害福祉サービスの利用が行われるようにする。

（営業日及び営業時間）
第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
一 営業日 月曜日から金曜日までと、毎月第1、3日曜日とする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。ただし、毎月第2、4金曜日は午後7時までとする。

（指定相談支援の提供方法及び内容）
第6条 事業所で行う指定相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。
一 利用者からの日常生活全般に関する相談に応じること
二 利用者に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施すること
三 地域のサービス事業者の情報を適正に利用者等に提供すること
四 利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施すること
五 サービス利用計画の原案を作成すること
六 サービス担当者会議を開催し、サービス利用計画の原案内容について意見を聴取すること
七 サービス利用計画の原案を利用者等に説明し、文書により同意を得ること
八 サービス利用計画を利用者等及び利用サービス等の担当者に交付すること
九 定期的に利用者の居宅を訪問し、サービス利用計画の実施状況の把握（モニタリング）をおこなうこと。
十 必要に応じ、サービス利用計画の変更を行なうこと。

（利用者等から受領する費用の額等）
第7条 法定代理受領を行わない計画相談支援等を提供した際は、利用者等から計画相談支援給付費及び障害児相談給付費の額の支払いを受けるものとする。
2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
一 通常の事業の実施区域を越えた地点から片道10キロメートル未満 100円
二 通常の事業の実施区域を越えた地点から片道10キロメートル以上 200円
3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（計画相談支援給付費の額に係る通知等）
第8条 事業者は、法定代理受領により市町村から計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該計画相談支援給付費の額を通知しなければならない。
2 事業者は、利用者から法定代理受領を行わない計画相談支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（通常の事業の実施地域）
第9条 通常の事業の実施地域は、高松市、三木町、直島町全域とする。

（主たる対象とする障害の種別）
第10条 事業所において指定相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
（1）身体障害者（18歳未満の者を除く）
（2）知的障害者（18歳未満の者を除く）
（3）障害児（身体に障害のある児童、知的障害のある児童及び18歳未満の精神障害者）
（4）精神障害者（18歳未満の者を除く）

（虐待防止に関する事項）
第11条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（事故発生時の対応）
第12条 利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により事故が発生した場合は、県及び支給決定をした市町、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措

置を講じるものとする。
（苦情解決）
第13条 提供した指定計画相談支援等に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
2 提供した指定計画相談支援等に関し、市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（研修）
第14条 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を次のとおり設けるものとする。
一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
二 継続研修 年1回

（秘密の保持）
第15条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとする。

（記録の整備）
第16条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
2 利用者等に対する指定相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。

（補則）
第17条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団と当該事業所の管理者が協議の上定めるものとする。

附 則
この要領は、平成29年9月1日から施行する。
この要領は、平成30年4月1日から施行する。
この要領は、令和元年10月1日から施行する。